



4月3日（日）の午前中に 窓口業務を実施します

問合せ／下の問合せ先でご確認ください

3月下旬～4月上旬は転勤・入学などによる異動が多い時期です。平日に役場へ来庁することができず、異動などの手続きなどできない人のために日曜日の窓口業務を実施します。庁舎東側玄関出入り口をご利用ください。

○開庁時間

8時30分～12時30分

○受付場所

函南町役場 1階

担当課	取扱業務	問合せ先
住民課	○転入、転出などの異動事務（転入の場合、要転出証明書） ○各種証明書の発行 ○戸籍関係の届け出 ○パスポートの交付 ○個人番号カードの交付（11時30分まで） ○印鑑登録 ○転入、転出による国民健康保険、国民年金の異動など	979-8110
税務課	○税証明の発行 ○納付書の発行	979-8107
会計課	○町税などの収納 ○静岡県収入証紙の販売	979-8106
学校教育課	○転入、転出による小・中学校の学区変更	979-8121
子育て支援課	○こども医療費受給者証の申請 ○児童手当などの各種申請 ○幼稚園、保育園、留守家庭児童保育所の入所説明、申し込みの取り下げ	979-8128
福祉課	○介護保険の異動 ○重度医療受給、障害者手帳などの変更届	979-8126
上下水道課	○異動による各種届け出	979-8120

※他の官公署へ照会が必要なものは、受付できない場合があります。不明な点は、事前にお問い合わせください。



軽自動車税 減免制度のお知らせ

問合せ先／税務課（979-8109）

障害者などのために使用する軽自動車で、町の基準に該当する場合は軽自動車税が減免されます。減免を希望する人は必要書類を用意のうえ、申請をお願いします。

また、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年度から軽自動車税減免申請書に個人番号または法人番号を記入することになりました。個人番号などを記載した申請書の提出の際には、本人確認をさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

○減免車両

障害者1人につき軽自動車1台（自動車税の減免を受ける人は、軽自動車税の減免対象外）

○減免対象

- ・障害者が所有し、運転する軽自動車
- ・障害者が所有し、生計を共にする人が運転する軽自動車（知的障害者、精神障害者、18歳未満の身体障害者は、生計を共にする人の所有でも可）
- ・障害者のみの世帯で障害者が所有し、常時介護する人が運転する軽自動車

※いずれも障害の程度などが一定の範囲に該当する場合

○申請期間

4月6日（水）～5月31日（火）

○必要書類

証明書類（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳）、印鑑、免許証、車検証、マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード

○その他

申請期間を過ぎると減免申請の受付ができませんのでご注意ください。

昨年度、減免申請の手続きをした人には、4月上旬に減免申請手続きの案内を送付します。ご確認ください。



湯～トピアかなみの 商標権について

問合せ先／健康づくり課（978-7100）

湯～トピアかなみの商標権（商標登録第5692791号）の使用差し止めの裁判は、平成27年11月の知的財産高等裁判所において相手の商標権を侵害していないと認められ、逆転判決となりました。

相手からの上告もなく勝訴が確定しましたのでお知らせします。

町民の皆さんには大変ご心配をおかけしました。これからも湯～トピアかなみは、皆さんの健康増進に努めていきますのでよろしくお祈りします。



初めて各地区で敬老会が 開催されました

問合せ先／福祉課（979-8126）



▲地区で開催された敬老会の様子

敬老会は、高齢者の長寿を祝い、高齢者福祉の増進を図るために毎年行われています。

平成27年度から皆さんが参加しやすいように身近な各地区ごとで行われ、31地区約1,400人が参加しました。

会では、子どもたちの合唱や有志の皆さんによる演芸披露、舞踏、フラダンス、健康体操、カラオケなどが行われ、地区の特色を生かした大変有意義な時間を過ごしていただきました。

ご協力いただいた地域の皆さんありがとうございました。



国勢調査へのご協力 ありがとうございました

問合せ先／企画財政課（979-8101）

平成27年10月1日を調査期日として実施された国勢調査の人口と世帯数の速報値が総務省統計局より発表されました。

○函南町の人口と世帯数

人口：**37,657**人（男18,291人、女19,366人）

世帯数：14,281世帯

※速報値のため、今後数値が変動する場合があります

○その他

これは、国勢調査の集計結果の一部です。今後も大切なデータが発表されます。詳細は総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp/>）でご確認ください。



しずおか子育て優待カードが 全国の協賛店舗で使用可能に

問合せ先／子育て支援課（979-8133）

4月1日から全国の子育て支援パスポート事業の協賛店舗で、「しずおか子育て優待カード」を提示するとサービスが受けることができます。（一部の都道府県を除く）

○利用できるお店

全国共通の「子育て支援パスポート事業」の全国共通ロゴマークが掲示されている協賛店舗でご利用できます。

○その他

サービス内容は、協賛店舗によって異なります。県内の協賛店舗などの詳細は、しずおか子育て優待カード事業ホームページ（<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/yuutai.html>）でご確認ください。